

ヤングケアラー



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



こども家庭庁
「ヤングケアラー特設サイト」



出典：こども家庭庁 (https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/lib/dl/R5_YC_leaflet_A4.pdf)

相談窓口

- 茅野市こども家庭センター「育ちあいちの」 ☎0266-72-2101 (代)
 - ・こども課 こども・家庭相談係 (内線615～617、619)
 - ・発達支援センター (内線618)
- 諏訪児童相談所 ☎0266-52-0056
- 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189
 - ・児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783
- 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎026-219-2413



こども家庭庁では、毎年11月を「秋のこどもまんなか月間」と定め、こども・子育てにやさしい社会づくりのための各種取り組みを行っています。その一つとして「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、児童虐待防止のための広報・啓発活動を行っています。



家族のケアを
こどもがしている。
ヤングケアラーを
知っていますか？

ヤングケアラーとは？

ヤングケアラーとは、本来であれば大人が担うような責任を引き受け、家族の介護や世話、家事などを日常的に行っているこども達のことです。国が行った調査では、中学2年生の約17人に1人、高校2年生の場合では約24人に1人がヤングケアラーであることが分かりました。さらに小学6年生の場合、約15人に1人という調査結果もあります。これはクラスに1～2人のヤングケアラーがいる可能性のあることになります。まずは私たち一人ひとりがヤングケアラーのことを正しく知って、このようないきさつな存在に気づくことが大切です。

ヤングケアラーは「ぶつこい」？

家族の手伝い・手助けをするのは「ぶつこい」と思われるかもしれませんが、でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、少し注意が必要です。世話をしている家族が「いる」と回答した人に頻度について質問すると、半数近くが「ほぼ毎日」世話をしているという結果になっています。

ヤングケアラーの生活への影響

人にもよりますが、自分の時間が取れない、勉強する時間が十分に取れない、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、友人と遊ぶことができない、睡眠が十分に取れない、というヤングケアラーは少なくありません。このように、こどもや若者が担うケアの負担は大きいものがありますが、家事や家族の世話などの若い頃に担った経験をその後の人生で活かすことができている、と話す元ヤングケアラーがいることも事実です。

私たちにできること

「困っていること、心配なことはないか」などの声かけから、相談のきっかけが生まれます。周りの人たちは味方であることを伝え、こどもの立場に寄り添いながら話を聞き、状況をよく理解しましょう。そして本人の意思を尊重したうえで、児童相談所や支援機関につないでいくことが大切です。また一方で特別扱いせず、大人が焦らずに寄り添い続けることも必要です。こどもがこどもらしくいられる社会にするため、私たち一人ひとりがその輪を広げていきましょう。